

果樹輸出産地強化支援事業実施要領

(目的)

第1条 県内の果樹産地では、これまでにカンキツを中心にカキやナシの輸出に取り組んでおり、その品質が評価され輸出先からのニーズは高いものの、生産者の減少や気候変動の影響により産地の生産基盤は脆弱化しつつある。そのため、スマート農業技術の導入や優良品種の新植・改植等による生産基盤の強化を支援し、輸出向け果実の生産拡大を図る。

(事業実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、「果樹産地構造改革計画について（16 生産第 8112 号平成 17 年 3 月 25 日農林水産省生産局長通知。）」に基づく果樹産地構造改革計画を策定済みまたは事業を実施する年度内に策定することが確実であり、かつ「果樹産地輸出計画（実施要領別紙 1）」を作成し、県に承認された産地協議会の構成員である農業者等（農業者、農業法人、農業協同組合）とする。

(事業の内容)

第3条 知事は、産地協議会の構成員が取り組む輸出向け高品質果実の生産に資する設備・資材の導入及び優良品種の新植・改植並びに産地の生産出荷体制の強化に係る経費であって、次条の補助対象経費に規定するもののうち、必要かつ適当と認めるものについて、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和 30 年法律第 179 号）、三重県補助金等交付規則（昭和 37 年三重県規則第 34 号。以下「交付規則」という。）、農林水産部関係補助金交付要綱（平成 24 年 3 月 30 日付け三重県公告第 249 号）、農産園芸課関係補助金交付要領（以下「交付要領」という。）に基づき、予算の範囲内において補助する。

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、産地協議会が策定する産地の輸出戦略・方針を定めた果樹産地輸出計画（別紙 1）の実現に向けて取り組む輸出向けの高品質果実の生産に資する設備・資材の導入及び優良品種の新植・改植並びに産地の生産出荷体制の強化に係る経費として、別表 1 に記載されたもので、かつ証拠書類によって発注、納品、支払いの金額、時期、内容が確認できるものとする。

2 補助金額は、事業に要する経費の 2 分の 1 以内とし、上限金額は別表 1 のとおりとする。

3 農業機械の導入及びリース導入は以下の留意点に基づき実施するものとする。

(1) 事業実施主体は、農業機械の購入先の選定に当たっては、当該農業機械の希望小売価格を確認するとともに、自ら、一般競争入札又は指名競争入札の実施又は複数の業者から見積もりを提出させることにより、事業費の低減に向けた取組を行うものとする。

(2) 農業機械を導入する場合、助成の対象となる農業機械は、動産総合保険等の保険（盗

難補償及び天災等に対する補償を必須とする。)に確実に加入するものとする。

(3) 農業機械を導入する場合、その利用期間は法定耐用年数以上とする。

(4) 事業実施主体は、農業機械の導入を行った場合は、交付要領第11条3項に基づき、財産管理台帳及びその関係書類を整備し、保管しなければならない。

(5) 農業機械等のリース契約期間は、令和9年3月20日までとする。

(6) リース導入に対する助成額(以下「リース料助成額」という。)については、次の算式によるものとする。

「リース料助成額」＝「リース物件購入価格(税抜き)」×助成率(1/2以内)

ただし、当該リース物件に係るリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とし、かつ、リース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては、そのリース料助成額については、それぞれ次の算式により算出した値のいずれか小さい方とする。

「リース料助成額」＝「リース物件購入価格(税抜き)」×(「リース期間」÷「法定耐用年数」)×助成率(1/2以内)

「リース料助成額」＝(「リース物件購入価格(税抜き)」－「残存価格」)
× 助成率(1/2以内)

(国補助金との重複受給の禁止)

第5条 前条に規定する補助対象経費に対して、本補助金と重複して国補助金の交付を受けてはならない。市町による補助金を受ける場合においても、本補助金との総額が総事業費を超えないものとする

(果樹産地輸出計画の提出)

第6条 事業実施主体が所属する産地協議会等は果樹産地輸出計画(別紙1)を作成し、管轄する農林水産(農政、農林)事務所を経由して、別記様式1により知事に提出するものとする。

(果樹産地輸出計画の承認)

第7条 知事は、前条により果樹産地輸出計画の提出があった場合には、速やかにこの内容を調査し、取組内容、目標の妥当性及び実現の可能性について審査の上、承認するものとする。

(果樹産地輸出計画の承認の通知)

第8条 知事は、別記様式2により前条による承認結果を産地協議会等に通知するものとする。

(事業実施計画の提出)

第9条 事業実施主体は、事業実施計画書(別紙2)を作成し、産地協議会及び管轄する農林水産(農政、農林)事務所を経由して、別記様式3により知事に提出するものとする。

2 産地協議会は事業実施主体から提出のあった事業実施計画書について、その内容を

確認し、果樹輸出産地強化支援事業補助金（変更）明細書（別紙3）に取りまとめの上、別記様式4により知事に提出するものとする。

（事業実施計画の審査）

第10条 知事及び産地協議会長等は、前条により事業実施計画の提出があった場合には、速やかにこの内容を確認し、事業内容、目標の妥当性及び実現の可能性について審査をするものとする。

2 知事は、前項の審査により適当と認められた事業実施計画について、別表2に定めた採択加算ポイントを算定するものとし、ポイントが上位の事業実施計画から順に予算の範囲内において採択をするものとする。

（採択の結果の通知）

第11条 知事は、別記様式5により前条2項の規定による採択結果を申請者に通知するものとする。

（計画の変更、中止又は廃止の承認）

第12条 前条の規定により採択の通知を受けた申請者は、次に掲げる事由が生じた場合、第9条の手續に準じて、変更（中止又は廃止）承認申請を別記様式6により産地協議会を通じて知事に提出し、承認を得るものとする。

（1）補助対象経費の変更（30%以下の減額を除く。）

（2）事業内容の中止又は廃止

2 産地協議会は事業実施主体から提出のあった事業実施計画の変更（中止又は廃止）承認申請について、その内容を確認し、果樹輸出産地強化支援事業補助金（変更）明細書（別紙3）に取りまとめの上、別記様式7により知事に提出するものとする。

（計画の変更、中止又は廃止の承認の通知）

第13条 知事は別記様式5を準用し、前条による承認結果を産地協議会等に通知するものとする。

（補助金の交付）

第14条 補助金の交付を受けようとする事業実施主体は、知事が別に定める期日までに、交付要領第3条の規定に基づき補助金交付申請書（基本第1号様式）を提出し、交付規則第4条の規定による補助金等の交付決定（以下、「交付決定」という。）を受けるとともに、交付決定の条件を遵守しなければならない。

2 知事は、事業実施主体から交付要領第8条の規定に基づく精算払請求書または概算払請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（事業の着手）

第15条 事業の着手は、交付決定後に行うものとする。ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事由により、交付決定前に着

手する場合については、事業実施主体は交付決定前着手届（別記様式8）を知事に提出するものとする。

（事業実績報告書の提出）

第16条 事業実施主体は、実績報告書（別紙2）を作成し、事業完了の日から30日以内又は令和9年3月20日のいずれか早い日までに、産地協議会を経由して別記様式3により知事に報告するものとする。

2 産地協議会は事業実施主体から提出のあった実績報告書について、その内容を確認し、別紙3に取りまとめのうえ、別記様式4により、知事に報告するものとする。

3 知事は、必要に応じて事業実施主体に対して、事業の実施状況及び目標達成状況について報告を求めることができるものとする。

（その他）

第17条 この要領に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要領は、令和6年6月3日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月30日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月27日から施行する。